

浜松市農業委員会農地転用届出事務処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、浜松市農業委員会(以下「農業委員会」という。)が行う、農地法(昭和27年法律第229号)第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による届出並びに事業計画変更届出(以下「農地転用等届出」という。)の事務処理について必要な事項を定める。

(指導)

第2条 農地転用等届出書の提出があったときは、届出者に対して当該届出が適法に受理されるまでは届出の効力が発生しないことを説明し、受理通知書の交付があるまでは転用行為に着手しないよう指導するものとする。

(調査)

第3条 農地転用等届出書の提出があったときは、届出に係る土地が、市街化区域内にあるか、届出書の法定記載事項が記載されているか及び添付書類が具備されているかを検討するほか、届出に係る農地に利用権等が設定されていないかを調査するものとする。

(専決処理)

第4条 農業委員会事務局次長は農地転用等届出(第6条に係る届出を除く)について速やかに受理又は不受理の決定に係る専決処理を行い、その結果を届出者に通知するものとする。

(総会への報告)

第5条 農業委員会事務局次長は農地転用等届出に係る専決処理をした当該事案について業委員会総会へ報告するものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は農業委員会会長が定める。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年6月5日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年7月1日から施行する。